証券コード7360
2021年２月４日

株　主　各　位

大阪府大阪市中央区久太郎町１－９-28
松浦堺筋本町ビル２Ｆ
株式会社オンデック
代表取締役社長　　久保　良介

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年２月18日（木曜日）午後５時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2021年２月19日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　大阪府大阪市中央区久太郎町１－９-28　松浦堺筋本町ビル２Ｆ
   株式会社オンデック　本社会議室Ａ
3. **目的事項**

報告事項　第13期(2019年12月１日から2020年11月30日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書用紙に記載の各議案につき、賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱いますのでご了承ください。

◎議決権を有する他の株主様１名を代理人として議決権行使することができます。但し、本株主総会に係る委任状ならびに株主様ご本人及び代理人株主様各々の議決権行使書用紙のご提出が必要となりますのでご了承ください。

◎議決権を統一しないで行使する株主様（他人のために株式を有する株主様に限ります。）は、2021年２月15日（月）午後５時までに、書面をもってその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由をご通知ください。

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の定款第２条につきまして、将来の事業領域の拡大に対応するため、事業目的を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（下線部は変更箇所を示しております）

現　行　定　款	変　更　案
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）M&Aに関する仲介・斡旋・アドバイザリー業務 （２）企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザリー業務 （３）企業及び事業の資金調達に関するアドバイザリー業務 （４）デューデリジェンス業務 （５）電子媒体・紙媒体を利用したM&A情報の提供・広告業務 （６）経営コンサルティング業務 （７）投資事業組合財産の管理運営業務 （８）有価証券の取得、運用業務 （新設） （新設） （９）不動産の売買及び賃貸借の斡旋、仲介業務 （10）講演会・セミナー等の企画、運営及び実施 （11）前各号に付帯関連する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （１）M&Aに関する仲介・斡旋・アドバイザリー業務 （２）企業及び事業の再生、再構築に関するアドバイザリー業務 （３）企業及び事業の資金調達に関するアドバイザリー業務 （４）デューデリジェンス業務 （５）電子媒体・紙媒体を利用したM&A情報の提供・広告業務 （６）経営コンサルティング業務 （７）投資事業組合財産の管理運営業務 （削除） （８）事業会社への投資業務及び融資業務 （９）損害保険の募集、代理その他各種保険に関する業務 （10）不動産の売買及び賃貸借の斡旋、仲介業務 （11）講演会・セミナー等の企画、運営及び実施業務 （12）前各号に付帯関連する一切の業務
第３条～第 40 条　（条文省略）	第３条～第 40 条　（現行どおり）

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2019 年 12 月１日から
2020 年 11 月 30 日まで）

１．　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

株主の皆様方におかれましては、益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。ここに、当社第 13 期の事業概況につきましてご報告申し上げます。

当事業年度における世界経済は 2019 年 12 月に、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の発生が報告されて以降、世界各地で感染が拡大しております。感染拡大防止のため、各国において都市のロックダウン、日本においては緊急事態宣言が発出され、これが解除されたのち経済活動は徐々に再開されているものの、引き続き人々の行動が制限されており、2021 年１月には再び緊急事態宣言が発出されるに至るなど、経済活動の停滞や景気後退懸念が払しょくされず、先行きが不透明な状況が継続しております。

Ｍ＆Ａアドバイザリー事業は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による経済活動の停滞により、譲渡や譲受を慎重に見極める観点から、案件化や成約までのプロセスが長期化する傾向がみられるものの、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化を背景とした後継者問題の深刻化や業界再編の手法としてのＭ＆Ａが有力な選択肢として認知が進んでいることに加えて、中小企業庁による中小Ｍ＆Ａガイドラインの策定や行政による事業承継推進施策もあり、引き続き市場の拡大が進んでおります。

このような事業環境下で、当社においては一部の案件で成約時期が遅延する等の影響がありましたが、当事業年度において需要の伸長に対応するべくコンサルタントを７名増員し、28 名となりました。また、当社の重要指標である成約件数は 27 件（前期 19 件）、平均報酬単価は 30,067 千円（前期 34,083 千円）となりました。

結果として、当事業年度における売上高は 811,815 千円（前期比 25.4％増）、営業利益は 149,468 千円（前期比 23.1％増）、経常利益は 137,487 千円（前期比 12.7％増）、当期純利益は 89,482 千円（前期比 14.6％増）となっております。

なお、当社は、Ｍ＆Ａアドバイザリー事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも更なるご支援・ご鞭撻を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

2020年６月には、銀行から長期借入金により１億円を調達しております。

(4) 対処すべき課題

① 社内体制の強化

当社は今後のさらなる事業拡大のため、積極的な採用等により従業員を増加させていく方針ですが、組織規模の拡大に応じたさらなる社内管理体制の強化・充実が重要な課題であると認識しております。そのため、管理部門や情報システム分野の強化、内部監査の定期的な実施、経営者及び従業員に対する研修の実施、監査役と内部監査及び会計監査人との連携等を通じて、社内管理体制の一層の強化に取り組んでいく方針であります。

② 社会的信用力の向上

M&Aは、中小企業にとって非常に高度な意思決定を伴う、経営における最高難易度の取組みのひとつであります。そのような重要な取組みの支援をお任せいただくためには、高い社会的信用力を備えることが必要となります。また、小規模・中小企業のM&Aは、大きな成長市場と目されていることから、近年は多数の競合会社の新規参入が相次いでおりますが、提供されるサービスの品質水準は区々であるのが現状です。そのような状況下で、専門的知識や経験、ノウハウを活かした高品質のM&Aアドバイザリーサービスを追求し、提供することが、当社の社会的信用力の向上につながり、ひいては業界全体の健全な発展に資するものと考えております。そのために当社は、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）とOffJT（オフ・ザ・ジョブ・トレーニング）をミックスした効果的な人材育成体制の構築とその不断のレベルアップに注力するとともに、社内メンバー間において経験から得られた情報や知識（ナレッジ）を共有するしくみ等を整備することで、サービス品質の維持向上に努め、社会的信用力の向上につなげてまいります。

③ 人材の確保と育成

当社は、上述のとおり、高品質なM&Aアドバイザリーサービスを提供できるよう目指しておりますが、そのためには専門性の高い経験豊富な人材の確保と育成が事業拡大を目指すうえでも重要な課題であると認識しております。

人材の確保については、積極的な採用活動を実施し、当社の考えに共感できる人材の採用を行ってまいります。人材の育成については、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築を行うことで、コンサルタントの能力を最大限発揮できる企業文化の醸成や、社内研修及び業務プロセスのマニュアル化を通じてより高い倫理観を持ち、高品質なサービスを提供できる人材の育成に努めてまいります。

④　譲渡案件のソーシング・マッチング力の強化

高品質なM＆Aアドバイザリーサービスの提供が、当社が最も重要視する事項であり、その結果、過去に提供したサービス水準のクオリティに満足した顧客またはその支援者（金融機関、士業等専門家）からの紹介案件が多いことが当社の特徴であると考えておりますが、M＆Aアドバイザリー事業の持続的成長とその加速のためには、譲渡案件のソーシングとマッチング力の強化が必要であると認識しております。当社は、差別化要素であるM＆Aアドバイザリーサービスのクオリティの更なる向上と並行して、現在協業関係にある各地の事業引継ぎ支援センター（注）や金融機関及び士業等専門家並びに投資会社等との信頼関係向上を図り、優良案件の獲得を継続してまいります。

また、譲渡企業に直接アプローチを行う営業手法の拡充や、M＆A検討企業に対して有用な情報をWeb上で提供するプラットフォームの構築を図ることで、更なる優良案件の獲得とマッチング精度の向上を目指してまいります。

（注）事業引継ぎ支援センターとは、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、経営者の高齢化による事業の引継ぎを親族外の者や第三者へ行うことを支援することを目的に各都道府県に設置している公的機関であります。

⑤　案件管理体制の構築

当社は、譲渡希望者の社内システムへの登録から案件化フェーズ、マッチングフェーズ、エグゼキューションフェーズに至る主要プロセスやサブプロセスにおける進捗、把握した課題及びその解決状況等を社内メンバーに適時に共有し、意見を交換することで総合力の発揮を図り、また、専門知識を活かすための適切な案件担当者の配置（アサインメント）とナレッジの共有を行うことで、高品質なサービスを均質的に提供しうる体制の整備を進めております。また同時に、これらの管理体制を充実させることで、成約率の向上や、クロージング時期を適切に把握できる体制の構築を目指しております。

当社は、週に一度の案件進捗報告と課題解決のための会議を行い、M＆A案件の経験が豊富な経営陣に加え、各分野の専門家（公認会計士、弁護士等）より様々な観点から案件の進行プロセスやストラクチャ等に対する見解を出し合い、進捗状況の共有を行っております。併せて、案件毎に想定されるクロージング時期（売上計上時期）が適切か否かの見直しを行っておりますが、M＆Aは譲渡企業にとっても買収企業にとっても重要な、高度の意思決定事項であることから、当社のコントロールが及ばない領域の諸要因により、スケジュールが当初計画に比して遅延する場合があります。

上記の課題の影響をより小さなものとすべく、案件管理システム（マネジメント単位の分化など組織体制を含む）の導入・構築や運用の徹底を図り、より適切な品質管理を含む案件管理体制を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第10期 2017年11月期	第11期 2018年11月期	第12期 2019年11月期	第13期 (当事業年度) 2020年11月期
売上高	425,909 千円	341,700 千円	647,580 千円	811,815 千円
経常利益	199,846 千円	33,874 千円	122,001 千円	137,487 千円
当期純利益	137,081 千円	22,526 千円	78,087 千円	89,482 千円
1株当たり当期純利益金額	57.12 円	9.23 円	31.47 円	36.07 円
総資産	379,240 千円	478,846 千円	630,637 千円	879,426 千円
純資産	261,722 千円	384,249 千円	462,336 千円	551,818 千円
1株当たり純資産額	109.05 円	154.88 円	186.35 円	222.42 円

（注）当社は2020年5月29日付で普通株式1株につき100株、2020年10月30日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
M&Aアドバイザリー事業	企業が買収や合併を行う際に譲渡希望者と買収希望者の仲介、またはいずれか一方のフィナンシャルアドバイザーとして助言を行うものであります。

(8) 主要な営業所及び工場

名称	所在地
大阪本社	大阪府大阪市中央区久太郎町1－9－28　松浦堺筋本町ビル2F
東京オフィス	東京都千代田区永田町1－11－28　合人社東京永田町ビル3F

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
37 名	9 名

（注）従業員数は就業人数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(10)主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	82,852 千円
株式会社四国銀行	1,695 千円

２． 会社の株式に関する事項（2020 年 11 月 30 日現在）

(1) 発行可能株式総数　　9,600,000 株

(2) 発行済株式の総数　　2,481,000 株（なお、自己株式はありません）

(3) 株主数　　８名

(4) 上位 10 名の株主

株主名	持株数	持株比率
久保　良介	903,900 株	36.43 %
舩戸　雅夫	903,900 株	36.43 %
Angel Bridge Deal-by-Deal Fund 9 号株式会社	366,000 株	14.75 %
株式会社ペイフォワード	150,000 株	6.05 %
株式会社タケオホールディングス	81,000 株	3.26 %
オンデック従業員持株会	64,440 株	2.60 %
大西　宏樹	11,160 株	0.45 %
村田　健一郎	600 株	0.02 %

（注）2020 年 11 月 30 日 現在、当社株主は表中に記載した８名のみであります。

３． 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第１回新株予約権
発行決議日	2020 年５月 28 日
新株予約権の数	1,984 個
保有人数 　当社取締役（社外役員を除く）	 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　59,520 株 （新株予約権一個につき 30 個）
新株予約権の発行価額	１個当たり０円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,613 円
新株予約権の行使期間	2022 年６月１日～2030 年５月 28 日

（注）新株予約権の主な行使条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社あるいは当社関連会社の役員及び従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第１回新株予約権
発行決議の日	2020 年５月 28 日
新株予約権の数	1,322 個
交付された者の人数 当社使用人（当社の役員を兼ねている者を除く）	２名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式　39,660 株 （新株予約権一個につき 30 個）
新株予約権の発行価額	１個当たり０円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,613 円
新株予約権の行使期間	2022 年６月１日～2030 年５月 28 日

（注）新株予約権の主な行使条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社あるいは当社関連会社の役員及び従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続は認められないものとする。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

４． 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
久保　良介	代表取締役社長	
舩戸　雅夫	代表取締役副社長 M&Aアドバイザリー第１部 マネージングディレクター	
山中　大輔	取締役東京オフィス長　兼 M&Aアドバイザリー第２部 マネージングディレクター	
大西　宏樹	取締役 管理部マネージングディレクター　兼 管理部人事総務グループマネージャー	
谷井　等	取締役	株式会社ペイフォワード　代表取締役 シナジーマーケティング株式会社　取締役会長 株式会社マンダム　社外取締役 株式会社アディッシュ　社外取締役 株式会社マーケットエンタープライズ　社外取締役 株式会社スペースエンジン　社外取締役 株式会社エニキャリ　社外取締役 ハッピーPR株式会社　代表取締役 国立大学法人神戸大学　客員教授
村田　健一郎	常勤監査役	
森山　弘毅	監査役	野村綜合法律事務所　パートナー
野村　政市	監査役	朝日税理士法人　代表社員 誠光監査法人　代表社員 野村公認会計士事務所　代表 株式会社ナード研究所　監査役
加藤　幸人	監査役	アクタス税理士法人　代表社員

(注) 1　谷井等氏は、会社法第２条第 15 号に定める社外取締役であります。
2　村田健一郎氏、森山弘毅氏及び野村政市氏は、会社法第２条第 16 号に定める社外監査役であります。
3　当社は、東京証券取引所に対し、谷井等氏、村田健一郎氏、森山弘毅氏及び野村政市氏の４氏を独立役員として届け出ております。
4　2020 年 10 月 29 日の臨時株主総会において、久保良介氏、舩戸雅夫氏、山中大輔氏、大西宏樹氏及び谷井等氏が取締役に、村田健一郎氏、森山弘毅氏及び野村政市氏が監査役に選任され、就任いたしました。
5　野村政市氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6　監査役加藤幸人氏は、2020 年５月 28 日に辞任いたしました。当該辞任は一身上の都合である旨、加藤幸人氏から理由が述べられております。
7　監査役加藤幸人氏の辞任に伴い、同日付で開催された臨時株主総会終結の時をもって野村政市氏が監査役として就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役谷井等氏、監査役村田健一郎氏、森山弘毅氏及び野村政市氏は当社と会社法第 427 条第１項の規定に基づき、同法第 423 条１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役５名	64,800 千円（うち社外１名	1,800 千円）
監査役４名	8,550 千円（うち社外４名	8,550 千円）

(注) 1　2020 年 10 月 29 日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額 300 百万円以内、2019 年２月 26 日開催の臨時株主総会決議により、監査役の報酬限度額は年額 30 百万円以内となっております。
2　上記の監査役の報酬額及び人数には 2020 年５月 28 日をもって退任した監査役１名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役谷井等は、株式会社ペイフォワード代表取締役、シナジーマーケティング株式会社取締役会長、株式会社マンダム社外取締役、株式会社アディッシュ社外取締役、株式会社マーケットエンタープライズ社外取締役、株式会社スペースエンジン社外取締役、株式会社エニキャリ社外取締役、ハッピーPR 株式会社代表取締役、国立大学法人神戸大学客員教授を兼務しております。社外監査役森山弘毅は、野村綜合法律事務所パートナーを兼務しており、社外監査役野村政市は朝日税理士法人代表社員、誠光監査法人代表社員、野村公認会計士事務所代表、株式会社ナード研究所監査役を兼務しております。なお、社外取締役谷井等が代表取締役である株式会社ペイフォワードは、当社株式を 150,000 株保有していますが、主要株主ではなく、取引関

係もないことから特別な関係はありません。その他の各兼務先と当社には特別な関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
取締役 谷井　等	当事業年度に開催された取締役会 18 回全てに出席いたしました。長年にわたる企業経営の経験で培った知見を活かし、経営全般に関わる事項や、内部統制に関わる事項等、多角的見地から有用な指摘、意見を述べております。
監査役 村田　健一郎	当事業年度に開催された取締役会 18 回全てに出席いたしました。また、当社が監査役会設置会社となる以前に開催された監査役協議会４回全てに出席し、監査役会を設置した以降開催された監査役会 12 回全てに出席いたしました。銀行勤務・企業経営・管理担当取締役経験等多くの経験から得た知識と、常勤監査役であることから当社を日常的に監査する立場から経営全般に関する事項や内部統制に関する事項に加え、日常業務に関する適時的確な指摘と意見を述べております。また、監査役会のみならず、社外役員全体のコミュニケーションが図れるように積極的に機会を設けております。
監査役 森山　弘毅	当事業年度に開催された取締役会 18 回全てに出席いたしました。また、当社が監査役会設置会社となる以前に開催された監査役協議会４回全てに出席し、監査役会を設置した以降開催された監査役会 12 回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的知識と経験から特に法令面、コンプライアンス面での有用な指摘と意見を述べております。
監査役 野村　政市	当事業年度に開催された取締役会のうち、監査役就任後に開催された取締役会 10 回全てに出席いたしました。また、監査役就任後に開催された監査役会８回全てに出席いたしました。公認会計士・税理士としての専門的知識と経験から特に会計及び財務及び内部統制に関する有用な指摘と意見を述べております。
監査役 加藤　幸人	当事業年度に開催された取締役会のうち、監査役辞任までに開催された取締役会４回のうち２回に出席いたしました。また、監査役辞任までに開催された監査役会４回のうち３回に出席いたしました。税理士としての専門的知識と経験から特に会計、税務面に関する有用な指摘と意見を述べております。

５． 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等及び監査役会が同意した理由

	報酬等の額
a. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,800 千円
b. 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額	15,300 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査の報酬額と金融商品取引法等に基づく監査の報酬等とを区分しておらず、また実質的に区分できないため、a. の報酬等の額には金融商品取引法等に基づく監査の報酬等の額が含まれています。

2. 監査役会は取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な情報を入手し、その報告を受けて、前事業年度の監査計画と実績の比較や当社の規模、事業特性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第 399 条第 1 項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務として、新規上場に伴う新株発行及び株式売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法 340 条第 1 項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

６． 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制等の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社が企業としての社会的責任を果たし、職務の遂行が適法かつ適切であることを確保するため、企業理念・ビジョン・行動原理を掲げ、具体的な行動指針を規定しこれを遵守するとともに、社内に浸透させるための施策を継続的に実施する。
・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、規程に基づき会社運営を行う。
・取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に従い各取締役が職務を遂行していることを監督し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席する等の方法により、取締役の職務執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理を行う。なお、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧することができる。
・営業秘密の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「情報管理規程」、「情報システム管理運用規程」及び「個人情報取扱規程」並びに「特定個人情報取扱規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の危機回避及び危機が発生した場合における被害の最小化を目的とする「リスク管理規程」を制定し、リスクの事前把握及びリスクマネジメント体制の構築に努める。
・「リスクマネジメント委員会」を原則として年４回開催し、広範なリスク管理についての協議を行い、リスクへの対策を検討する。
・緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策等の検討を行い、取締役会との速やかな連携を図り、事態の早期解決に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、毎月１回開催するほか、必要に応じて随時開催し、事業年度の経営方針、計画を定めこれらに基づき職務を執行・結果分析と対応方法の検討などを円滑に実施する。
・意思決定の迅速化のため、「組織管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、及び「稟議規程」に従って、効率的に職務の執行を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社が企業としての社会的責任を果たし、職務の遂行が適法かつ適切であることを確保する

ため、企業理念・ビジョン・行動原理を掲げ、具体的な行動指針を規定しこれを遵守するとともに、社内に浸透させるための施策を継続的に実施する。
・使用人は「コンプライアンス規程」に従い、法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
・コンプライアンスに関するリスク管理を行うことを目的とした「内部通報規程」を制定しており、社内及び社外の通報窓口を設置することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努める。また、不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定める。
・「内部監査規程」に基づき、代表取締役社長直轄の内部監査担当者による内部監査を実施し、使用人の職務の執行が適切に行われているか検証する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
・監査役の職務を補助すべき使用人の職務が円滑に行われるため、当該使用人の業務の遂行、業務量、人事評価等の体制整備に努めるとともに、当該使用人の人選、人事異動、人事評価及び懲戒等については監査役会と事前に協議し、同意を得ることとする。

⑦　監査役の使用人に対する指示の実効性に関する事項
・当該使用人は監査役の指揮命令下に置き、労務管理を行うものとし、その人事についても監査役会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
・監査役は取締役会のほか、重要会議への出席を通じて取締役及び使用人からの報告を受ける。
・監査役と内部監査との連携体制が実効的に構築・運用されるよう、取締役又は取締役会に対して体制の整備を要請する。

⑨　監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・監査役に対して通報等を行った者は、そのことを理由としていかなる不利益な取扱いを受けない旨、内部通報規程により規定し、社内ポータルページにてその旨を記載・周知することを徹底する。
・監査役は通報等を行った者が不利益な扱いを受けないことが確保されているかを確認する。

⑩　監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項
・当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求した時は、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、その他法令に違反する事実等が発生又は発生する恐れがあると認識した場合は、速やかに監査役に報告する。
・内部監査担当者は、監査役に内部監査の実施状況を随時報告する。
・取締役との定期的な意見交換の実施や監査役と内部監査担当者との連携を図る環境の整備により、取締役及び使用人との適切な意思疎通及び監査業務の実効性を確保する。
・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

⑫　反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

・「反社会的勢力対策規程」を制定し、健全な会社経営のため、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力とは一切関わりを持たない体制を整備・確立する。
・反社会的勢力排除に対する対応方法については「反社会的勢力対応マニュアル」を定め、役職員に対する周知を行い、暴力追放運動推進センターが実施する不当要求防止責任者講習を受講した責任者を配置するとともに、万一不当要求等が生じた際には所管警察や顧問弁護士等と協力し、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

⑬　財務報告の信頼性を確保するための体制

・財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの運用を行うこととする。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役会は 18 回開催され、取締役の職務執行の適正を確保し、取締役の職務執行の効率性を維持しつつ、適正性を高めるために、社外取締役を１名選任しております。

② 会社のリスクを適時適切に分析し、その対応策を検討するとともに、対応の結果を検討する等の目的でリスクマネジメント委員会を四半期に一度開催しております。また、役職員のコンプライアンス意識を高めるため、法令等に関する基礎的な研修から法令改正への対応研修等も含めた研修計画を策定・実施するほか、内部監査結果の共有、内部通報制度の利用状況報告、企業理念等浸透施策の立案、適時適切な規程類の改訂検討等を行うコンプライアンス委員会を四半期に一度開催しております。

③ 監査役は、その全員が社外監査役であり、当社が 2020 年２月に監査役会設置会社となる以前に任意設置していた監査役協議会は４回開催し、全ての監査役が出席しております。また、監査役会設置会社となった 2020 年２月より、監査役会は 12 回開催され、事業年度の途中で

辞任した監査役は在任期間中に開催された監査役会のうち３回の出席であることを除いて、就任後に開催された監査役会には全ての監査役が出席しております。

④ 監査役は、監査役協議会又は監査役会において定めた監査役監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長、他の取締役、社外取締役を含めた社外役員、内部監査担当者、会計監査人との間で意見交換会を実施しており、意見や情報の交換を行うことで連携を図りながら効果的な監査を実施しております。

⑤ 内部監査担当者は、内部監査計画に基づき、自己が所属する部門を除く各部門への監査を相互に実施しており、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善が実施されたことを確認するためのフォローアップ監査を実施しております。

〰〰〰

貸　借　対　照　表

(2020年11月30日現在)

(単位：千円)

科　　目	金　額	科　　目	金　額
(資　産　の　部)		(負　債　の　部)	
流動資産	**801,375**	**流動負債**	**273,843**
現金及び預金	594,273	1年内返済予定の長期借入金	35,991
売掛金	191,279	未払金	136,173
その他	15,823	未払費用	31,242
		未払法人税等	41,747
固定資産	**78,051**	未払消費税等	25,506
有形固定資産	**7,502**	その他	3,182
建物	7,402	**固定負債**	**53,765**
工具、器具及び備品	99	長期借入金	48,556
無形固定資産	**4,643**	資産除去債務	5,209
ソフトウェア	4,643	**負　債　合　計**	**327,608**
投資その他の資産	**65,905**	(純　資　産　の　部)	
従業員に対する長期貸付金	32,718	**株主資本**	**551,818**
差入保証金	10,657	**資本金**	**100,000**
繰延税金資産	22,245	**資本剰余金**	**8,000**
その他	283	資本準備金	8,000
		利益剰余金	**443,818**
		その他利益剰余金	443,818
		純　資　産　合　計	**551,818**
資　産　合　計	**879,426**	**負　債・純　資　産　合　計**	**879,426**

損　益　計　算　書

（2019年12月　1日から
2020年11月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**811,815**
売上原価		**402,319**
売上総利益		**409,496**
販売費及び一般管理費		**260,028**
営業利益		**149,468**
営業外収益		
受取利息	282	
その他	17	299
営業外費用		
支払利息	355	
上場関連費用	9,991	
株式交付費	1,920	
その他	12	12,279
経常利益		**137,487**
税引前当期純利益		**137,487**
法人税、住民税及び事業税	64,104	
法人税等調整額	△16,098	48,005
当期純利益		**89,482**

株主資本等変動計算書

（2019年12月 1日から
2020年11月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	8,000	8,000	354,336	354,336	462,336	462,336
当期変動額							
当期純利益				89,482	89,482	89,482	89,482
当期変動額合計	－	－	－	89,482	89,482	89,482	89,482
当期末残高	100,000	8,000	8,000	443,818	443,818	551,818	551,818

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（2016 年 11 月 30 日以前に取得した建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	８～15 年
工具、器具及び備品	５年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

2.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績率及び貸倒懸念債権等特定の債権がないため、当事業年度においては貸倒引当金は計上しておりません。

3.　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	5,335 千円

Ⅲ．株主資本等変動計算書に関する注記

1.　当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,481,000 株

2.　当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　99,180 株

Ⅳ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	3,221	千円
未払金	18,815	〃
資産除去債務	1,593	〃
その他	373	〃
繰延税金資産小計	24,003	千円
評価性引当額	△764	〃
繰延税金資産合計	23,239	千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	993	千円
繰延税金負債合計	993	千円
繰延税金資産純額	22,245	千円

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。未払金は、そのほとんどが２ヵ月以内の支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、償還日は決算日後、最長で３年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、支払期日を１ヶ月以内に設定する等回収の早期化により、リスクを低減しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務については、各部署からの報告に基づき管理部が月単位で入出金管理表を作成・更新するとともに、十分な手元流動性を維持すること等によりリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 11 月 30 日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	594,273	594,273	－
(2) 売掛金	191,279	191,279	－
(3) 従業員に対する長期貸付金	40,599	40,583	△16
資産　計	826,151	826,135	△16
(1) 未払金	136,173	136,173	－
(2) 長期借入金	84,547	84,547	－
負債　計	220,720	220,720	－

(注) 1．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)従業員に対する長期貸付金

従業員に対する長期貸付金の時価の算定は、将来のキャッシュ・フローを債務者のリスクを反映した市場利率で返済期間にわたり割引計算したものを時価としています。

負債

(1)未払金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)長期借入金

長期借入金はすべて変動金利で借入を行っており、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
主要株主(法人)の親会社	Angel Bridge 株式会社	被所有 間接 14.75%	M&A案件紹介提携先	案件紹介料の支払(注)	73,535	未払金	－

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、当社が属するM&A仲介事業における一般的な紹介料率や、当社が提携契約を締結している他の提携先と同条件としており、取引に際してはその合理性について取締役会承認事項としております。

Ⅶ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	222 円 42 銭
１株当たり当期純利益	36 円 07 銭

(注) 当社は 2020 年５月 29 日付で普通株式１株につき 100 株、2020 年 10 月 30 日付で普通株式１株につき 30 株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

（公募による新株発行）

当社は株式の上場にあたり、2020 年 11 月 25 日開催の取締役会において、次の通り新株式の発行を決議し、2020 年 12 月 28 日に払込が完了しております。

(1)	募集方法	一般募集（ブックビルディング方式にによる募集）
(2)	発行する株式の種類及び数	普通株式 300,000 株
(3)	発行価格	１株につき 1,550 円
(4)	引受価額	１株につき 1,426 円
(5)	資本組入額	１株につき 713 円
(6)	発行価格の総額	465,000,000 円
(7)	引受価額の総額	427,800,000 円
(8)	資本組入額の総額	213,900,000 円
(9)	払込期日	2020 年 12 月 28 日
(10)	資金の使途	主としてＭ＆Ａプラットフォームの構築及び業容拡大に対応するための本社移転に充当する予定であります。

（第三者割当による新株発行）

当社は株式の上場にあたり、2020 年 11 月 25 日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行を、次のとおり決議しております。

(1)	募集方法	第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）
(2)	発行する株式の種類及び数	普通株式 82,500 株
(3)	割当価格	上記「公募による新株発行」（４）引受価額と同一であります。
(4)	割当価格の総額	117,645,000 円（上限）
(5)	資本組入額の総額	58,822,500 円（上限）
(6)	払込期日	2021 年１月 26 日
(7)	割当先	野村證券株式会社
(8)	資金の使途	上記「公募による新株発行」(10)資金の使途と同一であります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年1月14日

株式会社オンデック
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三　宅　　潔　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北　村　　圭　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オンデックの2019年12月１日から2020年11月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人の監査報告書　謄本

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019 年 12 月 1 日から 2020 年 11 月 30 日までの第 13 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021 年１月 21 日

株式会社オンデック　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　村　田　健一郎　㊞

社外監査役　森　山　弘　毅　㊞

社外監査役　野　村　政　市　㊞